

被害者・加害者を出さないために

人としてのマナーを守り、相手の嫌がることを言わない、しない！！

1 一人ひとりの意識が重要

誰でも相手の意に反する言動を、無意識に行ってしまうことがあります。教職員・学生一人ひとりがハラスメントをしないよう心がける責務を負っているという自覚をもつことが重要です。

2 軽はずみな言動・行動に注意

性別にとらわれることなく、お互い大切なパートナーであるという意識をもち、軽はずみな言動・行動をしないよう注意しましょう。
相手から、いつも明確な意思表示があるとは限りません。

3 自分を大切に、そして相手も大切に

知らず知らずのうちに、支配的な言動になってしまいか。
物事を謙虚に受けとめ、お互いを大切にしあって「個人として尊敬される」信頼関係と連帯の和を広げましょう。



一人で悩まず、まず相談 相談方法

1 保健室が学内相談員を紹介します

保健室が「ハラスメント相談員」紹介窓口になっています。
学内の相談員を紹介しますので、声をかけてください。
秘密は厳守致します。

2 専用ポストに投函してください

学内の専用ポストに、投函してください。
詳しくは、大学ホームページをご覧ください。

✿ その他の相談機関 ✿

- みんなの人権 110番（全国共通人権相談ダイヤル） 電話：0570-003-110
- 法テラス・サポートダイヤル 電話：0570-078-374
- 全労連・労働相談ホットライン 電話：0120-378-060
- 愛知県女性相談センター ○女性悩みごと電話相談 電話：052-962-2600
○女性悩みごと電話相談 電話：052-962-2527
- 名古屋市女性会館（イーブネット） 電話：052-331-5288
- つながれっこ NAGOYA（名古屋市男女平等参画推進センター） ○女性のための総合相談 電話：052-241-0325
○名古屋市男性相談 電話：050-3373-6966
- レディース・ホットライン（性犯罪被害相談） 愛知県警察本部刑事部捜査第一課内
フリーダイヤル：0120-67-7830
- キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク <http://cshnet.jp/>
- 労働基準監督ネット Law.JustAnswer.jp/Employment

ハラスメント防止のために

～あなたに知ってほしいとても大切なこと～

STOP!
ハラスメント



ハラスメントとは

本人の意思に関わらず、不適切な言動や行為で相手に不快感や不利益を与えることをいいます。



セクシュアル・ハラスメント

性的な言動で相手に不利益を与えたる、性的な要求や言動を繰り返すことで相手に不快感を与え、就労や就学、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることをいいます。

例えば

- 身体的特徴を話題にすること。
- 卑猥な冗談を言うこと。卑猥な写真・記事などをわざと見せたり、読んだりすること。
- 必要なく、身体へ接触すること。
- 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールなどを送ったりすること。

ジェンダー・ハラスメント

ジェンダーとは「社会的性差」という意味です。

性別による差別意識に基づく言動により、相手に不快感や不利益を与え、教育・研究・学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

例えば

- 容姿・体形・化粧・服装などについて頻繁にいうことで相手を不快にさせること。
- 「おじさん・おばさん」「じじい・ばばあ」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- 異性に対して大きな声で威嚇すること。
- 「男のくせに・女のくせに」と、ことあるごとに言うこと。

1 はっきりと意思表示を

あなたが相手の言動を「不快」だと感じたら、まず言葉と態度ではっきりと伝えてください。相手が目上の人や上級生であってもその言動を勇気をもって拒否し、自分の意思を伝えることが大切です。

ハラスメントは相手がそのつもりがなくても、自分がどう感じたかが問題になります。故意によるものでない場合もあるので、はっきりと自分が意思表示をすれば解決することもあるのです。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の場面で指導側がその権力を用いて、指導を受ける者の修学・研究の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切な言動や行為のことをいいます。

例えば

- 学位又は単位認定に関して不公平・不公正な対応をとること。
- 必要な教育指導を怠ったり、尊厳を著しく否定するような言動を行なつたりすること。

SNS・ハラスメント

略して「ソーサー」と呼ばれています。フェイスブックやツイッター、あるいはラインなどのコミュニケーションツールを使った嫌がらせ、名指しはしないが、それと分かる暴言などで特定（複数）の個人の尊厳と品格を傷つける行為をさします。

不用意あるいは気軽な書き込みが電子媒体に永遠に残り、世界中に拡散する恐れもあります。



2 詳しく記録をする

「いつ、どこで、誰から、どのように」など、被害を受けた状況を詳しく記録しておけば、後々役に立ちます。また、そのことを証言してくれる人（第三者）を得ておくことも重要です。

友人が被害にあったら、力になってあげましょう。見て見ぬふりをしないでください。話を聞いて対策を考え、必要であれば相談員のところに同行して証言してあげてください。

パワー・ハラスメント

地位や優位な立場などを背景に、友人、後輩、部下や同僚に対して職務上や学生生活上の権利を侵害したり、人格尊厳を傷つけたりして嫌がらせ行為をすることをいいます。

例えば

- 暴力的、人格を傷つける言動、悪口、中傷及びプライバシーに関するなどを、流布すること。
- 些細なミスに対して大声で叱責したり、または執拗に暴言を繰り返したりすること。
- みんなの前で、大声で叱責すること。
- 仲間はずれにすること。

その他のハラスメント

モラル・ハラスメント

行動や態度、身振りや文章などによって、人の心を傷つける精神的な暴力行為のことをいいます。

アルコール・ハラスメント

飲酒に関連した、肉体的・精神的な嫌がらせ行為をすることをいいます。

3 我慢せずにまずは相談

あなたが悪いのではありません。あなたには怒り・悔しさ・悲しみ・不安などの感情を主張する権利があります。もし被害にあったら、一人で悩まず、周囲の信頼できる人に相談してみましょう。

「恥ずかしい」「仕返しが怖い」などと見えず、相談窓口を積極的に利用してください。本学の相談員があなたの立場にたって一緒に考え、対策を講じます。もちろん秘密は厳守します。